

講 演

新たに改革されたヨーロッパ人権裁判所における 判決執行の監督

ルチア・ミアラ*

江 島 晶 子** 訳

ヨーロッパ人権裁判所（the European Court of Human Rights, ECtHR）〔以下、人権裁判所または裁判所という〕*** の判決の執行をめぐる最近の挑戦はユニークであり、ヨーロッパにおける人権保護手段について大いに注目を集めた。本稿は、手続改革のために導入された変革について説明し、その実効性の評価を試みる。

違法行為に対する国家の責任

1959年に、国家に対して拘束力ある判決を下す権限を備えた人権裁判所が設立されたとき、ヨーロッパ評議会閣僚委員会⁽¹⁾には、被告国による判決執行を監督する任務が託された⁽²⁾。ヨーロッパ人権条約（The European Convention of Human Rights, ECHR）〔以下、人権条約または条約という〕は、この点について非常に簡潔に規定している。

「締約国は、自らが当事国となったいかなる事件においても、裁判所の確

* Lucja Miara ヨーロッパ評議会閣僚委員会ヨーロッパ人権裁判所判決執行部門
法律官

本稿は、2010年に早稲田大学比較法研究所主催で開催された講演会の講演原稿
に、その後の新たな発展状況を加えてまとめたものを翻訳したものである。

** 明治大学法科大学院教授

*** 〔 〕内は訳者による。

(1) 閣僚委員会はヨーロッパ評議会の意思決定機関である。同委員会は、全締約
国の外務大臣、あるいはストラスブールに常駐する外交代表で構成される。

(2) 人権条約46条（旧32条および53条）。

定判決に従うことを約束する。裁判所の確定判決は、閣僚委員会に送付されなければならない、閣僚委員会は判決の執行監督を行う。」

本条は簡潔で、方法論を提供するものではないので、閣僚委員会としてどのように執行過程を取扱い、監督するかの決定は、委員会自身に任されている。

しかしながら、裁判所の判決の実施に関する基本原理および範囲は、国際法の一般原理に埋め込まれている。これらの原理によれば、違法行為を行った国家の二つの主要な責任は、生じた損害を賠償することおよび再び繰り返すことのないように予防することである。

国際法委員会は、2001年に採択された国家責任条文において、確立されている諸原理を要約した⁽³⁾。国家責任条文1条は、以下のとおりである。

「国のすべての国際違法行為は、その国の国際責任を生じさせる。」

さらに、同条は、事後救済の原理を想起させるものであり、1928年以来、よく引用される、Chorzów の工場の事件に関する国際常設裁判所の判決を参照している。

「事後救済は、可能なかぎり、違法行為のあらゆる結果を除去し、当該違法行為が行われなかったならばおそらく存在していた状況を回復しなければならない。それは現状回復、または、それが不可能な場合には、原状回復の価値に匹敵する金額の支払いである。そして、必要とあれば、受けた損失に対する賠償で、現状回復またはそれに代わり得る支払によってはカバーされないものについてもである—これらが、国際法に反する行為に対して必要な賠償額を決定する際に用いられるべき原理である⁽⁴⁾」

さらに、人権裁判所は、自身の人権条約の解釈を明らかにし、控えめな46条

(3) UN Doc. A/CN. 4/L. 602/Rev. 1, 26 July 2001” (ILC draft Articles on State Responsibility).

(4) Factory at Chorzów (Germ. v. Pol.), 1928 P. C. I. J. (ser. A) No. 17 (Sept. 13), Publications of the Permanent Court of International Justice Series A -No. 17; Collection of Judgments A. W. Sijthoff's Publishing Company, Leyden, 1928 (下線は筆者による).

に追加している。とりわけ、Papamichalopoulos and others v. Greece 判決⁽⁵⁾において、以下のように述べている。

「(国家が負うのは)、違反を停止させ、違反が生じる前の状況を可能な限り戻す方法で、結果に対して事後救済を行う法的義務である。事件の当事国である締約国は、原則として、当裁判所が違反を認めた判決に合致するためにどのような方法を選択するかは自由である。判決の執行方法に関する裁量は、条約に基づき保障されている権利および自由を確保する締約国の第一次的責任（人権条約1条）に付随する選択の自由を反映している。違反の本質が現状回復を可能とするものであれば、実行するのは被告国である。なぜならば、当裁判所は自分で行う権限を有していないし、実際上の可能性もないからである。他方、国内法が、違反の結果に対する事後救済を認めない、または、部分的にしか認めない場合、条約50条は、裁判所が、侵害された当事者に対して、適切な満足を与えることを可能にする⁽⁶⁾。」

閣僚委員会は、その規則において、関係する詳細な手続を規定している⁽⁷⁾。ごく最近までは、この手続がどのように行われるのかはあまり知られていなかった。それは、閣僚委員会の非公開会議の影に隠れていたのだが、ストラスブールの常駐代表との間での情報交換、交渉および討議で構成されていた。この仕事の中で、唯一とまではいわないとしても、もっともよく見える部分が、判決が十分に実施されて、閣僚委員会の監督が終了するときに出される最終決議である。このシステムは、透明性の欠落と利用しにくさの点で非常に批判されてきた。しかし、裁判所が「自らの成功の犠牲者となり」、改革の必要性について激しく議論されるようになるまでは、何もなされなかった。

(5) Application no. 14556/89, judgment (Art. 50) of 31 October 1995, par. 34, available on <http://cmiskp.echr.coe.int/tkp197/view.asp?item=2&portal=hbkm&action=html&highlight=Papamichalopoulos&sessionid=85194396&skin=hudoc-en>.

(6) Judgment of 31 October 1995, Collection of Judgments, Series A no. 17, p. 47 (下線は筆者による)。

(7) Rules of the Committee of Ministers for the supervision of the execution of judgments and of the terms of friendly settlements, amended several times, available on http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/execution/Source/Documents/Docs_a_propos/CMrules2006_en.pdf.

ヨーロッパ人権裁判所判決の実施の重要性

1990年代に新しい民主国家がヨーロッパ評議会に加入し、ヨーロッパ人権裁判所に対する個人申立権が約8億人のヨーロッパ人に与えられるに至ると、裁判所には大量の申立が押し寄せた⁽⁸⁾。増加し続ける未処理事件に対応するために裁判所改革の必要性が議論されたのに続いて、裁判所の判決の執行システムの改革について、より一層強い意見が登場した。こうした声が湧き起った理由は、増加する判決数を処理する執行部門のキャパシティが限界にきていただけでなく、「裁判所を救う」方法として可能な手段を示すためでもあった。

裁判所において受理可能となった事件のほとんどは、被告国の国内法制度または国内慣行における構造的問題に由来する反復的違反に関するものであった。一般的予防原則を真剣に考えていれば、そして、同種の違反を防止するため関係する一般的手段を実施する義務を十分に執行していれば、反復的事件の問題は存在しなかったはずであることは明らかである。したがって、裁判所判決の未実施または遅延している実施は、国家および裁判所の双方に影響を及ぼした。国家は、「名指しされ、批判され」、同種の事件全てについて公正な満足〔賠償〕を支払わなければならなかったし、裁判所は、いわゆる「クローン事件 (clone cases) 〔反復される類似事件のこと〕のせいで窒息しかけていたからである。したがって、裁判所は、パイロット判決⁽⁹⁾ および条約36条手続⁽¹⁰⁾を導入し、構造的問題を重点的に取り扱うようになった。同時に、実施がうまくいくように実効的に監督し、国内法および国内慣行の適切な改革が被告国によって行われることを確保するために、要求と責任がより一層閣僚委員会に課されるようになった⁽¹¹⁾。

(8) 2010年では61000件以上の申立が押し寄せた。See for more details: European Court of Human Rights, Analysis of statistics 2010, 2/60, available on http://www.echr.coe.int/NR/rdonlyres/0A35997B-B907-4A38-85F4-A93113A78F10/0/Analysis_of_statistics_2010.pdf.

(9) For more details see E. Fribergh, Pilot judgments from the Court's perspective, Stockholm colloquy, 9-10 June 2008, available on: <http://www.echr.coe.int/NR/rdonlyres/43C75D00-0F57-4176-8A7C-0AE28DBD4EE8/0/StockholmdiscoursFribergh0910062008.pdf>.

(10) For more details see E. Fribergh, see ft. (9) above.

(11) R. Hamsen, "The European Court of Human Rights as a "Constitutional

執行プロセスの改革

ヨーロッパ人権裁判所判決の実施を改善する必要性についての検討は、ヨーロッパ評議会議員会議の強力な参加によって、2001年に始まった⁽¹²⁾。実施プロセスが非難されていた点は、手続の遅さ、締約国に対して十分な圧力がかけられていないこと、市民社会および申立人が参加していないこと、そして、透明性が極めて欠落していることである。

2004年の時点での手続

閣僚委員会における最初の大規模な改革は2004年に行われた⁽¹³⁾。手続改正は、執行が遅れているかどうかに関する明確な基準を導入し、執行遅延の可能性がある事件において適切な応答が展開されるように想定した。

この手続には一定の枠組が与えられており、全ての事件においてそれに従わなければならない。

Court”: Definitional Debates and the Dynamics of Reform”, Judges, Transition and Human Rights Culture—Conference in Memory of Stephen Livingstone, Queen’s University, Belfast, October 7–8, 2005.

- (12) See, inter alia, PACE Resolution 1226 (2000), Execution of judgments of the European Court of Human Rights, (<http://assembly.coe.int/Mainf.asp?link=/Documents/AdoptedText/ta00/ERES1226.htm>); Doc. 8808, Report of the Committee on Legal Affairs and Human Rights, 12 July 2000, Execution of judgments of the European Court of Human Rights (<http://assembly.coe.int//Mainf.asp?link=http://assembly.coe.int/Documents/WorkingDocs/doc00/EDOC8808.htm>); Resolution 1268 (2002), Implementation of decisions of the European Court of Human Rights (<http://assembly.coe.int/Mainf.asp?link=/Documents/AdoptedText/ta02/ERES1268.htm>) and the Doc. 9307, Report of the Committee on Legal Affairs and Human Rights, 21 December 2001, Implementation of decisions of the European Court of Human Rights (<http://assembly.coe.int//Mainf.asp?link=http://assembly.coe.int/Documents/WorkingDocs/doc00/EDOC8808.htm>).
- (13) See Committee of Ministers’ Information documents, CM/Inf (2004) 8 Final, 7 April 2004, Human rights working methods—Improved effectiveness of the Committee of Ministers’ supervision of execution of judgments.

ひとたび、裁判所の確定判決が閣僚委員会に送付されると、閣僚委員会事務局（判決執行部門）は、被告国との間で、取られるべき手段および手段が取られることが予測される時期を示唆するタイムテーブルに関する協議を開始した。第一局面は 6 カ月以上は継続させないことが予定されており、国家によって採用されるべき手段に関する理解において、ありうる相違点を明確にすることを企図していた。

遅くとも、6 カ月という期間の最後には、国家は、アクション・プランまたはアクション・レポートを提出し、すでに採られているアクション、予定されているアクションおよびタイム・フレームを示すことが義務付けられていた。国家は、必要とあれば、アクション・プランの実施における全ての進展状況を閣僚委員会（執行部門を通じて）に報告することを約束した。

提供される情報は、実施の監督を終了しうるかどうかの判断を可能にするものである。全ての実施手段が取られたならば、事件は最終決議とともに閉じられた。取られていない場合には、かつ、まだ時間がかかりそうな場合には、閣僚委員会は、より率直な方法で、執行体制設定の実行可能性についての審査を始めなければならない。執行部門は、入手した情報を基礎として、当該事件を、判決執行監督のために設定されている閣僚委員会の年 4 回の会議の 1 つにおける全体討議に付すことを示唆できる。

2004 年改革は、討議のための明確な基準も提供した。注目すべきは、閣僚委員会全体会議における討議に事件を付すことは、判決の実施に伴う問題状況において圧力を行使できる手段の一つだということである（単純で論争的ではない手段は討議されない）。討議に事件を付す条件の基準の非網羅的リストは以下の通りである。

- 特別な監督が許される申立人の状況
- 国家間の事件
- 実施されるべき判決における判例からの逸脱
- 同種の事件の発生が予期される構造的問題
- 取られるべき手段に関する、事務局と被告国との間の評価の相違
- 執行における重大な遅延

実効的判決執行のために閣僚委員会が行使できるその他の手段は以下のとおりである。

- 審査頻度を高め、閣僚委員会の毎週の通常会議のたびに引き上げる
- 議長から外務大臣へのコミュニケーション
- 公的な中間決議、メモランダム、または、執行状況および直面している問題について詳細に説明した、情報提供の中間決議

不執行が持続する場合、理論的には、手段として、ヨーロッパ評議会からの追放までとりうる（おそらく、一定の主導的立場をとることからの除外または投票権の停止もありうる）⁽¹⁴⁾。

2004年改革は、裁判所判決の執行の遂行について、枠組と明確なガイドラインを与えたことは疑いがない。この枠組は国家にとっても、判決から生じる国家の役割と義務を理解するのに有用である。アクション・プランという考え方は、違反の原因について明確な像を描くことに（当該プランは裁判所の認定についての説明を常に含んでいるので）、そして救済するための十分かつ適切な方法を見出すのに貢献した。時間のかかる、混乱した、妥当ではない情報交換が、以前の作業方法ではしばしば生じていたが、相当改善された。

しかしながら、もっとも重要な点は、手続自体が国家からより注目されるようになり、判決執行が人権保障システム全体において最重要であることが理解されるようになったことである。以前は小規模で傍流であった執行部門がより認知され始めた。

インターラーケン改革

2004年改革は、執行における欠点に対する最終的治療法ではなかった。手続は、一つの会議で扱われる相当数の事件（数百件に届こうとしていた）においてなお批判され、そうであるがゆえに、焦点に欠け、かつ、外部に対する手続の透明性、可視可能性および利用しやすさが欠けている点で批判された⁽¹⁵⁾。

(14) See Applying and Supervising the ECHR-Reform of the European Human Rights System: Proceedings of the High Level Seminar, Oslo, October 18, 2004, Council of Europe, 2004, p. 12 and L. Miara, Monitoring of obligations by member States of the Council of Europe-overview of monitoring mechanisms. Bulletin of the Council of Europe's Information & Documentation Centre, Warsaw 2004.

(15) See, inter alia, M. Hunt, State Obligations following a Judgment of the ECHR, in T. Christou and J. P. Raymond, eds., European Court of Human Rights-Remedies and Execution of Judgments (British Institute of Interna-

2006年においても、議員会議は、人権裁判所判決の執行の実効性を監督することにおいて積極的な役割を果たし続け、判決の執行遅延または不執行が問題となる事件を示す定期的報告書を発効した⁽¹⁶⁾。2007年には、執行部門は、その可視可能性を高めるために、年次報告書の発行を開始した⁽¹⁷⁾。同じ頃、裁判所自身も、賢明に奮戦していたが、絶え間なく増加する未処理事件ゆえに、しばしば敗北を喫しつつあった。裁判所の機能をどのように改善するかについて報告書と提案であふれかえった⁽¹⁸⁾。2009年に、裁判所に到達する事件数を減らすためにいかなる方法が取りうるかについて決定するために、ヨーロッパ評議会締約国はインターラーケン（スイス）で会合を持った。インターラーケンの前夜、待ち望まれていた第14議定書⁽¹⁹⁾が最後の締約国（ロシア）により批准されたことによって、裁判所手続の簡素化がもたらされ、裁判所の司法的キャパシティを高めた。

さらに、インターラーケン⁽²⁰⁾において、重点が置かれたのは、補完性原則、

tional and Comparative Law, London 2005), p. 43 ;.

(16) See, for example, PACE Doc. 11020, report of Committee on Legal Affairs and Human Rights of 18 September 2006, Implementation of judgments of the European Court of Human Rights and the related Resolution 1516 (2006) (<http://assembly.coe.int/Mainf.asp?link=/Documents/AdoptedText/ta06/ERES1516.htm>).

(17) Supervision of the execution of judgment of the European Court of Human Rights, 1st annual report, 2007, Council of Europe Publishing 2008, followed, respectively by the 2nd (2008), 3rd (2009) and 4th (2010) reports.

(18) Review of the Working Methods of the European Court of Human Rights, The Right Honourable The Lord Woolf, December 2005 (<http://www.echr.coe.int/NR/rdonlyres/40C335A9-F951-401F-9FC2-241CDB8A9D9A/0/LORDWOOLFREVIEWONWORKINGMETHODS.pdf>) ; CM (2006) 203 15 November 2006, Report of the Group of Wise Persons to the Committee of Ministers (<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=1063779&Site=CM>) together with the opinion of the Court (<http://www.echr.coe.int/NR/rdonlyres/26457EAB-2840-4D71-9ED7-85F0F8AE0026/0/OpinionoftheCourtOntheWisePersonsReport.pdf>).

(19) Protocol No. 14 to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, amending the control system of the Convention, available on : <http://conventions.coe.int/Treaty/EN/Treaties/Html/194.htm>.

(20) See Interlaken Declaration, High Level Conference on the Future of the

生じうる違反を国内レベルで救済できる国内救済を導入する必要性、そして人権条約違反を繰り返すことにつながる構造的問題を解決する必要性である。構造的問題の解決は、人権裁判所判決の迅速、完全かつ実効の実施を通じて達成されるはずであった。

2011年—新たな作業方法

インターラーケン会議の後、執行手続は重要な変化を遂げた。全ての変化は、監督を集中的で、明確で、利用しやすく、かつ相当程度公開されたものにすることを目指していた。2010年12月の会議で、閣僚委員会閣僚代理は、2011年に新しい作業方法を試すことを決定した。続いて、新しい方式の実施から得た経験を考慮して、2010年12月2日に新しい作業方法を採択した。

二重トラック手続

第一ステップは、いわゆる二重トラック手続の導入である。たいいてい事件では第一トラック（スタンダード）が想定される。閣僚委員会と国家との間に評価の違いがなく、取るべき手段が迅速に認定され、アクション・プラン、その評価、実施の監督および事件の終了（違反が適切に救済され、一般的手段が取られた場合）という枠組の下で監督が進行しうる。第二トラックより強化されたものである一は、最も重要かつ／または困難な事件に、努力と時間を集中させる可能性を閣僚委員会に与えた。こうした事件は、委員会の日程に定期的に入れられ、国家と執行部門との集中的協力を経ることになる。2010年12月の会議において、新しい作業方法が設計されたとき、閣僚委員会の締約国代表は、強化された監督の下で審査されるべき事件を示す指針は、以下であることに同意した⁽²¹⁾。

－ 緊急に個別的手段を必要とする判決

European Court of Human Rights, 19. February 2010, available on : http://www.eda.admin.ch/etc/medialib/downloads/edazen/topics/europa/euroc.Par.0133.File.tmp/final_en.pdf

- (21) Decisions of the 1100th DH meeting, 2 December 2010, item e, Measures to improve the execution of the judgments of the European Court of Human Rights. Proposals for the implementation of the Interlaken Declaration and Action Plan, GT-SUIVI. Interlaken (2010) CBS.

- パイロット判決
- 裁判所および／または閣僚委員会によって確認された、重大な構造的かつ／または複雑な問題を示している判決
- 国家間の事件⁽²²⁾

判決の実施において、国家が閣僚委員会に協力しない状況が続くと、事件は強化された手続のきっかけとなり、同時に、そのことは、閣僚委員会によって利用される圧力手段の一つになる。

透明性

作業方法に修正が一つあるが、そのインパクトは過小評価すべきではない。判決の執行において、国家が閣僚委員会に提出した全ての文書は公開されるという原則がある⁽²³⁾。理論的に公開されるというだけでなく、ヨーロッパ人権裁判所判決の執行部門のウェブサイトを通じて、広く一般公衆が入手できる⁽²⁴⁾。同部門による事件の評価、そして監督において閣僚委員会が下した決定は、いずれの事件についても「係属中の事件」というフォルダーの中に示されている⁽²⁵⁾。この情報は、いずれの事件についても、いつでもその執行状況の全体像を提供し、国家、NGO、人権擁護団体、申立人、他の国際機関、そして全ての関係者が見ることができる。

(22) CM/INF/DH (2010) 45 final, 7 December 2010, Supervision of the execution of the judgments and decision of the European Court of Human Rights: implementation of the Interlaken Action plan-Outstanding issues concerning the practical modalities of implementation of the new twin track supervision system. Document prepared by the Department for the Execution of Judgments of the European Court of Human Rights (DG-HL) and finalised after the 1100th meeting (December 2010) (DH) of the Ministers' Deputies.

(23) Unless a justified interest of the applicant or the protection of the public order would require confidentiality. See for details Rule 8 of the Rules of the Committee of Ministers.

(24) <http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/execution/>

(25) http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/execution/Reports/pendingCases_en.asp.

第9規則 提出—社会の参画

国家から出されたアクション・プランおよび報告書を、公開ウェブサイトで公表することは、執行プロセスにおける市民社会の参加の可能性という新しい局面を与える。

閣僚委員会の以前の規則は、この点においてどちらかという曖昧で、個別手段に関する通報を送ることは、申立人だけに明白にかつ唯一認めていた。規則は、市民社会の団体の役割について何も言及していなかった。状況が変化したのは、2006年5月に採択された規則によってである。同規則は、NGO および人権の促進および保護のための機関が、執行に関する意見や質問を送ることを認めた。

修正された規則は以下のように規定する。

第9規則 閣僚委員会に対する通報

[略]

第2項 閣僚委員会は、条約第46条第2項に基づく判決の執行に関して、非政府機関および人権の促進および保護のための国内機関からの通報について検討することができる。

第3項 事務局は、適切な方法で、本規則第1項に関して受領した全ての通報を閣僚委員会の注意に付さなければならない。本規則第2項との関係で受領した通報に関しても同様にしなければならない。その際、関係する代表の意見が、通報について知らされてから5作業日以内に事務局に送付された場合には、この意見も付さなければならない⁽²⁶⁾。

2011年の時点で、係属中の事件に関する全ての文書は、公開されているウェブサイト上で入手可能となり、NGO および人権機関は、国家が取ったアクションに関する報告書を読み、それに関してコメントすることができる。かくして、情報へのアクセスしやすさから生じる利点と相まって第9規則は、判決の

(26) Rules of the Committee of Ministers for the supervision of the execution of judgments and of the terms of friendly settlements (Adopted by the Committee of Ministers on 10 May 2006 at the 964th meeting of the Ministers' Deputies), http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/execution/Source/Documents/Docs_a_propos/CMrules2006_en.pdf.

実施における NGO の参加の拡張を真に可能にした⁽²⁷⁾。国家は、意見に対して応答しなければならず、その見解も同様に公表される。こうした要素は、2005年のヨーロッパ評議会の第3回首脳会議においてなされた勧告に、ついに実際上の意味を与えることになった⁽²⁸⁾。

NGO、国内オンブズマンおよびその他の人権機関から受け取る、第9規則に基づく提出が相当増加したことは注目されており、多くの重要な事件における国内慣行または法律条項の解釈の特殊性を明らかにすることに役立っている⁽²⁹⁾。

第14議定書と判決執行の監督の結果

人権条約第14議定書は、申立のフィルタリングと取扱いを最適化することによって、裁判所の長期的実効性を実現することを目指すものであったが、長い苦戦のすえ、2010年6月1日に発効した。これが、とくに規定するのは、もっとも単純な事件を取り扱う新しい司法的編成、新しい受理可能性基準（「重大な不利益」基準）、裁判官の任期を9年に拡張し、再任の可能性をなくすことである⁽³⁰⁾。

(27) Published documents can be viewed in section “Additional information” on the website of the Execution Department (http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/execution/Themes/Add_info/Info_cases_en.asp).

(28) 「…民主的政府の透明性および説明責任に対する市民社会の貢献の最重要要素の一つとして、ヨーロッパ評議会の活動における NGO の参加を拡大すること」、Action Plan adopted at the Third Summit of Heads of State and Government of the Council of Europe, Warsaw, May 16-17, 2005, CM (2005) 80 final, May 17, 2005, par. 3.

(29) See for example submissions in cases *Hirst No2 v. United Kingdom* (74025/01), *Tysiac v. Poland* (5410/03), *D. H. and others v. Czech Republic* (57325/00), *Xenides-Arestis v. Turkey* (46347/99), *Burdov v. Russian Federation* (33509/04) (Pilot judgment), *A., B. and C. v. Ireland* (25579/05). It can be noted that also NGOs from non-member states, if only possessing adequate knowledge, authority and experience in a particular matter addressed by the judgment, can submit their opinions to the Committee of Ministers (http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/execution/Themes/Add_info/Info_cases_en.asp).

(30) For more details see: Explanatory Report, Protocol No. 14 to the

同時に明らかなのは、裁判所改革は、判決の実施プロセスを抜きにしては語れないことである。第14議定書は執行システムに二つの重要な改革を行った。友好的解決の監督と条約46条の下での新しい二つの権限である。後者は、解釈のための照会と侵害手続である。

友好的解決の監督⁽³¹⁾

裁判所の仕事を削減するために、第14議定書は、申立人と被告国が手続の初期段階で友好的解決に達することを奨励しており、とりわけ反復的事件の場合がそうである⁽³²⁾。友好的解決における決定の執行監督は、閣僚委員会に託されている。申立人に対する公正な満足への支払いにつながるもので、よい方向へ進むステップである。解決に至るのが反復的事件であることが通例なので、中心的な先例となる事件（一群の事件）の下で、一般的手段が閣僚委員会によって監督される。

この新しいシステムには一つ弱点があり、再検討に値しよう。決定は、賠償の支払いに関する限りで（そして、おそらく裁判所が他の特定の個別的対応を要請する場合にも）監督される。しかし、一般的手段は考慮されず（実際のところ、友好的解決によって終了した事件においては、違反は裁判所によって認定されない）、支払いがなされるとただちに事件は閉じられる。確かに、反復的事件における一般的手段は、先例となる事件において監督されている。しか

Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, amending the control system of the Convention, available on <http://conventions.coe.int/Treaty/EN/Reports/Html/194.htm>.

(31) Article 39 (4) of the European Convention of Human Rights, as amended by the provisions of Protocol No. 14, CETS no. 194, (see http://www.echr.coe.int/NR/rdonlyres/D5CC24A7-DC13-4318-B457-5C9014916D7A/0/CONVENTION_ENG_WEB.pdf).

(32) Friendly settlement is an agreement between the parties to put an end to proceedings initiated by an application by acceptance of the respondent state that a violation of the Convention took place and payment of agreed sum of just satisfaction. After examining the terms of the friendly settlement, and unless it considers that respect for human rights requires continuation, the Court will strike out the application. It is prevailingly done in repetitive cases, in which the Court has well-established case-law and a similar violation was established in many applications raising the same issues.

し、友好的解決決定は、他の同種の（「クローン」）判決のように、監督のために中心となったの事件と一緒にされるわけではない⁽³³⁾。

つまり、たとえば、ある国に対する訴訟手続の長さに関する200件の事件を扱う代わりに、閣僚委員会に到達するテーマ・グループ〔を構成する事件〕は100件の判決だけで、残りの事件は友好的解決によって解決されることになる。これだと、問題の規模を縮減したり、あるいは裁判所が違反を認定する新たな同種の事件が欠落しているかのように誤って示したりすることによって、問題の規模について間違った全体像を与えることになる。最悪のシナリオでは、閣僚委員会による先例的事件の執行監督の早すぎる終了につながる。執行部門は、新しい作業方法において、先例的判決の実施の監督をする際に、友好的解決の数を適切に追跡する方法を見つけなければならない。

解釈に関する裁判所への判決の照会⁽³⁴⁾

執行における遅延がしばしば起きたのは、閣僚委員会と被告国との間に判決の実効的執行のために要請される手段について不一致がある時で、その場合、交渉によっては解決されず、討議は同じポイントを堂々巡りし、前進することがない。第14議定書は、条約に修正を導入し、閣僚委員会が確定判決の執行を監督する際に困難に直面した場合に、判決の解釈を裁判所に尋ねる権限を与えた。裁判所に負担を課し過ぎないようにするために、照会決定は特別多数で行われる。

説明報告書⁽³⁵⁾は、この点に関して、この権限の目的は、裁判所が判決の解釈を与えることができるようにすることで、判決に合致するために被告国がとるべき手段を宣告することではないと述べている。解釈の要請には時間制限はない。なぜならば、解釈問題は、閣僚委員会が判決執行の審査においていつでも生じうるからである。

この権限は頻繁には用いられないであろうし、判決の解釈において複雑な問題を有するもっとも重要な事件に関してだけでであろう。執行の通常プロセスに

(33) 閣僚委員会は、しばしば、実効的实施のために、同じ手段をとることが要請される事件と一緒にして、最初の先例的事件の名前で呼んでいる。例として、*Kudla group against Poland*, *Abenavoli against Italy*（訴訟手続の長さ）、*Bychkov against Russian*（劣悪な拘禁条件）など多数あり。

(34) 人権条約46条3項。See ft. (26) above.

(35) See ft. (30), § 97.

において、他の新しい手段、とくに第9規則に基づく意見提出は、被告政府によって取るべき手段の評価と査定を日常的に行う上で有用である。

今日では、補完性の重要性の認識と国内レベルで人権保障を確保する必要性から、裁判所の判決が、国家によってとるべき適切な手段に関して、より明確かつ率直になるだろうし、すでにしばしばそうになってきたことは必然的である。

違反手続⁽³⁶⁾

裁判所の判決の迅速かつ完全な執行を確保するために、閣僚委員会に与えられている手段をどのように強化するかという問題は、2000年のローマでの閣僚会議以来、考察されてきた⁽³⁷⁾。

第14議定書は、条約46条に、閣僚委員会の重要な（「勇敢な」とまではいわないが）新しい権限を導入した。

「第4項 閣僚委員会は、締約国が当事国になっている事件の確定判決の遵守を拒否するならば、当該締約国に正式な通知を送った後に、閣僚委員会に出席する資格がある代表の3分の2の多数決によって、当該締約国が第1項に基づく義務の実行を懈怠しているかどうかに関する問題を裁判所に付託できる⁽³⁸⁾。

第5項 裁判所は、本条1項の違反を認定した場合、裁判所は、とるべき措置を検討するために閣僚委員会に事件を付託する。裁判所は本条1項の違反を認定しない場合、裁判所は閣僚委員会に事件を付託し、閣僚委員会は、自らの事件の審理を終了させる。」

条約31条の新しいb項の下では、違反手続について裁定するのは裁判所大法廷である。

説明報告書が指摘するように、閣僚委員会は解釈のために裁判所に付託する

(36) 人権条約46条4項。see ft. 26 above.

(37) See the Explanatory Report to Protocol No. 14, §§ 98 and 100.

(38) Article 46 (1): “The High Contracting Parties undertake to abide by the final judgment of the Court in any case to which they are parties.”

人権条約46条1項「締約国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、裁判所の確定判決に従うことを約束する。」

新たな可能性については慎重に利用しなければならず、違反手続は例外的状況においてのみ用いられるべきである。

閣僚委員会は、違反手続の開始を正当化する関連状況について具体的に以下のように列挙した⁽³⁹⁾。

「例外的状況においてのみ用いられるべきである。手続を用いる閣僚委員会の意図が関係締約国に対して正式に通知されるまで、手続は開始されるべきではない。

正式通知は、閣僚委員会が別の決定をしないかぎり、手続を始める 6 か月より前に行われなければならない、暫定決議の形式を取らなければならない。当該決定は、閣僚委員会に出席する資格がある代表の三分の二の多数によって採択されなければならない。」

第14議定書の説明報告書⁽⁴⁰⁾で明らかにされたように、以下の点に留意することが重要である。「この違反手続は、裁判所の最初の判決においてすでに決定されている、侵害の問題を再開することは意図していない。また、46条1項違反が認定された締約国による金銭的罰金も規定していない。大法廷における不遵守手続によって発揮される政治的圧力および大法廷の判決だけで、関係当事国による裁判所の当初の判決の実施を確保するのに十分であると考えられている。」

このような制約があるとしても、明らかに、この手続は閣僚委員会にとって重要な手段である。判決の執行を送らせたり、拒否したりしている国家に対する脅威として主に機能するであろうが、最も重要な点は、このような手段が存在し、かつ裁判所の裁定に従う義務が、再び、強力かつはっきりと述べられたことである。

結論

執行システムの改革の範囲は前例を見ないものである。それは、条約によって閣僚委員会に与えられた新しい権限から、新たに設計された実際上の作業方

(39) Rule 11 of the Rules of the Committee of Ministers, see ft. (26) above.

(40) See ft. (30), § 99.

法にまで及ぶ。最新の変革は、2011年末に採用されたばかりで、実際上の働きについては今後を見守る必要がある。しかし、すでにいえるのは、システムがこれほどまで透明で、公開されていて、詳細に規定されたことは今までなかったということである。ようやく、システムが、プロセス自体よりも、結果により集中できるようになったようである⁽⁴¹⁾。

究極の目標に真に到達できるために今や必要なのは、国内レベルでの人権基準の改善、ヨーロッパ人権裁判所における反復的事件の数を減らすこと、ヨーロッパ評議会締約国の強力な関与、および、割り当てられた重要な任務を行える適切な財源⁽⁴²⁾である。さらに、監督プロセスに従事し、監督の点で政府および閣僚委員会と協力し、新たに可能になった手段を利用する市民社会が必要である。この点で、NGOだけでなく、議会も重要な役割を有する⁽⁴³⁾。

「人権条約と裁判所の存在しないヨーロッパは考えがたい⁽⁴⁴⁾。」そして、裁判所の名声と権威が維持されうるのは、その判決が実効的かつ迅速に実施されればこそである。

(41) See criticism in Wilton Park, Conference Report, 2020 Vision for the European Court of Human Rights, 17-19 November 2011, p. 5.

(42) ここ数年、ヨーロッパ評議会および裁判所は、「ゼロ成長予算」の下にある上、最近では内部改革とポスト削減に直面している。

(43) See the PACE Report of the Committee on Legal Affaires and Human Rights of 4 November 2011, Guaranteeing the authority and effectiveness of the European Convention on Human Rights, AS/Jur (2011) 44 and the Resolution 1823 (2011).

(44) Wilton Park, Conference Report, see ft. (41) above, p. 1.